

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部改正について

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月14日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例（平成15年静岡市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「第12条」を「第10条第1項」に改める。

第6条を次のように改める。

（利用料金）

第6条 次に掲げる施設を利用しようとする者は、第10条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより、当該指定管理者に支払わなければならない。

（1）創作体験施設

（2）駐車場

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とし、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

第12条に次の4項を加え、同条を第10条とし、第13条から第18条までを2条ずつ繰り上げる。

2 市長は、指定管理者に第6条各号に掲げる施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

1 創作体験施設の利用料金の限度額

(1) 一般体験

ア セット体験コース

種類	区分	単位	金額	
竹千筋細工	虫籠	1回につき	1,740円	
	花器		2,160円	
指物	六角小箱		2,260円	
木製履物	ミニ下駄		1,130円	
漆器	箸		1,950円	
和染	ハンカチ		1,130円	
	のれん		2,160円	
陶芸	手ひねり		2,050円	
	電動ろくろ		3,290円	
	絵付け		湯のみ	1,440円
			皿	1,440円
レーザー加工	キーホルダー		1,130円	
サンドブラスト	コップ		1,130円	

備考

- 1 体験時間は、1回につき2時間以内とする。
- 2 利用料金の限度額には、材料費を含む。

イ 自由体験コース

種類	単位	金額
竹千筋細工	1回につき	720円
指物		
木製履物		
漆器		
和染		
レーザー加工		
サンドブラスト		

備考

- 1 体験時間は、1回につき2時間以内とする。
- 2 利用料金の限度額には、材料費を含まない。

(2) 教室体験

種類	単位	金額
竹千筋細工	1 教室につき	20,570円
指物		
挽物		
蒔絵		
漆器		
和染		
陶芸		
サンドブラスト		
ガラス工芸		

備考 利用料金の限度額には、材料費を含む。

2 駐車場の利用料金の限度額

区分	単位	金額	備考
大型自動車	1回につき	1,540円	マイクロバス及び大型特殊自動車を含む。
普通自動車		410円	4輪の軽自動車及び小型特殊自動車を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例の施行の日において指定管理者となるものは、同日前においても、この条例による改正後の静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例第10条第3項の規定の例により同日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。